

総合支援資金

新型コロナウイルス感染症特例のご案内

本資金は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減少や、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対する貸付です。

貸付上限 （単身世帯） 月 15 万円以内
 （複数世帯） 月 20 万円以内

貸付期間 原則 3 ヶ月以内

- 利子 無利子
- 据置期間 1 年以内
- 償還期間 10 年（120 回払い）
- 連帯保証人 不要

※ただし、償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年 3 パーセントの延滞利子が発生します。

■対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を利用し、その支援を継続して受ける世帯

■申込み先 住民票と住所地の一致するお住まいの市区町村社会福祉協議会

■必要書類 住民票 ※すでに緊急小口資金をお申込みの方は不要です。

認印鑑（シャチハタ印は不可）

運転免許証もしくは健康保険証のコピー

■貸付できない世帯

生活保護世帯、現在、債務整理申請中の世帯

※原則、予約受付で対応する予定としています。予約なしで来所いただいても、対応できませんのでよろしくお願いいたします。

※新型コロナウイルスの影響によらない総合支援資金に関しては、お電話で問い合わせ下さい。

社会福祉法人 高知市社会福祉協議会

780-0850 高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 45 号 総合あんしんセンター 3 階

088-856-5539 新型コロナ貸付担当